

◎新潟県告示第14号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（令和7年8月新潟県告示第817号）の一部を令和7年12月25日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年1月9日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
1 くろまぐろ（小型魚）		1 くろまぐろ（小型魚）	
知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量	知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県くろまぐろ (小型魚)漁業	<u>129.957</u> トン	新潟県くろまぐろ (小型魚)漁業	<u>125.457</u> トン
2 くろまぐろ（大型魚）		2 くろまぐろ（大型魚）	
知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量	知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県くろまぐろ (大型魚)漁業	<u>155.384</u> トン	新潟県くろまぐろ (大型魚)漁業	<u>159.884</u> トン
3～4 (略)		3～4 (略)	